

# 防府地域職業訓練センター運営協議会設置要綱

平成23年6月1日制定

(設置)

第1条 防府地域職業訓練センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、防府地域職業訓練センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 山口県立東部高等産業技術学校長
- (2) 山口県中小企業団体中央会専務理事
- (3) 防府商工会議所専務理事
- (4) 山口県職業能力開発協会専務理事
- (5) 防府市産業振興部長

(協議事項)

第3条 協議会は、事業計画、予算、利用促進方策等センターの運営に必要な事項について協議する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて、防府市長が招集する。なお、第2条に掲げる委員が協議会に出席できないときは、委員があらかじめ指名した代理者を出席させることができるものとする。

2 会議の進行は、防府市産業振興部長が務める。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、防府市産業振興部商工振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。